

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

1. 趣旨

人口減少、高齢化が進み活力が低下している農山漁村において、定住や都市住民による二地域居住、都市との地域間交流を促すことにより、農山漁村を活性化します。

2. 交付金の概要

地方自治体が地域の自主性と創意工夫により、定住者や滞在者の増加などを通じた農山漁村の活性化を図る計画を作成し、国は、その実現に必要な施設整備を中心とした総合的取組を交付金により支援します。

3. 交付金の特徴

- 「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」において、市町村等が作成する活性化計画の目標達成の重要な手段として位置づけ。
- 農・林・水の縦割りなく施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援。
- 都道府県に加え、市町村への直接補助が可能となり、市町村の自主性・主体性が発揮。
- 対象施設間の予算流用や年度間融通により、地域の実情に合わせた整備が可能。
- ワンストップ窓口による手続き事務の簡略化。
- 地域の創意工夫による独自の提案メニューも支援。

4. 交付対象事業

- ① 定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備に関する事業
 - … 基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者技術習得管理施設
- ② 定住等を促進するための集落における排水処理施設その他の生活環境施設の整備に関する事業
 - … 情報通信基盤施設、簡易給排水施設、防災安全施設
- ③ 農林漁業の体験のための施設その他の地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業
 - … 地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業体験施設、自然環境等活用交流学習施設
- ④ その他農林水産省令で定める事業
 - … 遊休農地解消支援、総合鳥獣被害防止施設、地域資源活用起業支援施設、地域資源循環活用施設、地域住民活動支援促進施設、土地利用調整、農地等補完保全整備、景観・生態系保全整備

- ⑤ ①から④の事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業または事務

創意工夫発揮事業（地域が提案する事業）

農山漁村活性化施設整備附帯事業（いわゆるハード内ソフト）

5. 交付先など

- ① 交付先：都道府県、市町村

- ② 事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、NPO法人、農林漁業者等の組織する団体など

- ③ 交付率：定額

ただし、国における交付限度額算定のための交付率は、1/2、5.5/10、4.5/10、4/10、1/3（沖縄県2/3、8/10）（奄美6/10、5.2/10）以内